

▼INDEX

- 1 新規上場銘柄の値動き
- 2 JASDAQ-TOP20上場投信が本日上場しました
- 3 JASDAQ上場主要会社株式の値動きを示す新指数「TOP20」11月の推移
- 4 個人投資家向け合同IR説明会を開催いたします
- 5 上場会社動画配信情報
- 6 証券取引等監視委員会コラム

※ 以下については、証券取引等監視委員会のホームページ掲載にあたり、上記目次の6.を抜粋しております。

6 証券取引等監視委員会コラム

開示検査について(その7)

今回は、「情報・通信業」なканずく、いわゆるIT関連産業における、会計上の特質を悪用することなく、適切な会計が行われるためには、個々の事例の摘発のみで抑止することは困難であり、業界関係企業が、全体として公正な会計処理はどうあるべきか、を理解される必要があるとして、会計専門家からの、不適正会計処理の防止を図る観点からの報告を参照し、各企業の側においても、こうした監査手法が行われることを前提として、適正な売上の計上に向けた内部統制の確立、例えば検収手続き等の明確化を図っていただきたいとして、その報告(日本公認会計士協会のIT業界における特殊な取引検討プロジェクトチームが平成17年3月11日に公表した「情報サービス業における監査上の諸問題について」)のうち、「物・サービスの内容確認」として、売上計上にあたって、

(1)「ソフトウェアを制作し、納品することを目的とする開発型」における監査上の留意点を紹介した。

今回は、(2)「契約に基づいて様々なサービスを提供することを目的とするコンサルティング型」(3)「システム(ソフトウェアを含む。)やライセンスを取得販売することを目的とする商社型」の内容確認の留意点を紹介させていただくこととしたい。

(2)「契約に基づいて様々なサービスを提供することを目的とするコンサルティング型」では、コンサルティングには、請負契約、委任契約、SES契約等があり、それぞれ契約の内容によって提供されるサービスが異なるとしている。すなわち、請負契約が成果物をその対価とするのに対して、委任契約とSES契約は、作業そのものをその対価とする。また、請負契約や委任契約であれば、受託者が、作業実施のための計画書、スケジュール表等を作成し、成果物や作業報告書等によって作業の進捗状況を管理するのに対して、SES契約であれば、委託者側でこうした管理を行う。

従って、内容確認するうえでの留意点については、まず、契約書や注文書を

吟味することで、コンサルティングがどのようなサービスに該当するのか検討するとしている。

その上で、売上高の会計記録に対して検収書や請求書等と照合するだけでなく、必要に応じて、

- ・請負契約であれば、納品成果物やこれに係る計画書、仕様書等との整合性を確認する
 - ・委任契約であれば、作業報告書や作業状況管理表との整合性を確認する
 - ・SES契約であれば、作業報告書や作業依頼書との整合性を確認する
- としている。

また、納品成果物や作業の状況について十分な心証を得ることができない場合、取引先の管理部門等窓口担当者以外の部署に対して取引確認を行うことも有効であるとしている。

(3)「システム(ソフトウェアを含む。)やライセンスを取得販売することを目的とする商社型」

では、内容確認する上での留意点として、まず、システム販売の会計記録について、取引先との間で交わされる形式的な契約書、注文書、検収書等とを照合するだけでなく、必要に応じてユーザーにおける検査結果報告書等を確認する、としている。また、ユーザーの検査結果を確認できない場合、ユーザーを含めた見積り、開発仕様、納品検査等に係る打ち合わせ議事録等で、物・サービスの内容確認を行うことが効果的である、としている。

次に、ライセンスの仕様許諾については、通常、社内やユーザーにおいて品質に係る検査は行われず、契約書とこれに従って受払いされるロムのシリアルナンバーやアクセスキーによって管理され、シリアルナンバーは、一つのロムに対して一つ付与されるもので、「同一物を認定する上でも非常に有効であり、受払の事実を直接的に確認する手段となる」とともに、アクセスキーは「ユーザーがその仕様許諾を受けたソフトウェアにアクセスすることを可能にするキーであり、「アクセスキーの解除実績はユーザーによるアクセスや利用状況を示すものである」。こうしたことから、ライセンスの仕様許諾について、シリアルナンバーに基づいてロムが受払管理されている場合には、たな卸立会を実施するとしている。また、たな卸立会を実施することができない、あるいは適当でない場合は、ライセンサーに対してソフトウェアの仕様許諾の状況について残高確認を実施するとしている。

さらに、ライセンスの仕様許諾に係る売上高や仕入高の会計記録については、契約書や納品書、検収書等との照合を行うほか、その取引量がアクセスキーの解除実績で示されるユーザーのアクセスや利用状況と比較して余りに大きい等、異常が認められた場合には、取引先の管理部門窓口担当者以外の部署に対して取引確認を行うことも有効であるとしている。

上記の「情報サービス業における監査上の諸問題について」には、これ以外にも、多くの局面における監査上の留意点が述べられている。関係者においては、こうした留意点を踏まえ、ソフトウェア開発等における会計上の内部統制の構築に取り組み、自律的に不正な会計処理を未然防止されることが望まれる。現に、当委員会の開示調査においても、こうした内部統制が未整備であるため、正確な企業の実相を明らかにすることに相当の時間等を要している事例も見られ、引き続き、各位における態勢整備が望まれるところである。また、

こうした監査上の留意点を、いわば悪用して、取引先との口裏あわせや各種書類の偽造等を行うことは、事案の悪質性が高いものとして、厳に慎まれるべきであり、事案の悪質性が高いものと受け取られるおそれが高いことを自覚されるべきである。

いずれにせよ、情報・通信業における不適正会計は、現時点においても、開示検査の中で依然として散見されるものであり、既に「情報サービス業における監査上の諸問題について」が公表されてから5年程度が経過している中、業界関係者が、「言われるまでもなく、監査上の留意点に対応できる態勢を構築する」努力が、業界に対する不信感を払拭するため、引き続き求められていると言えよう。

数回にわたり、開示検査について述べてきたが、今回は、10月19日に公表した「ファンド販売業者に対する検査結果について」及び関連する建議を題材として、証券検査について、ご紹介することとしたい。

*文中、意見に関わる部分は、筆者の個人的見解です。

☆著者紹介 寺田 達史

岐阜県出身 1984年東大法学部卒業後、大蔵省(当時)に入省。金融庁総務企画局、証券取引等監視委員会、検査局勤務を経て、2009年金融庁総務企画局市場課長。2010年7月30日より現職(証券取引等監視委員会事務局総務課長)

■証券取引等監視委員会ホームページ

<http://www.fsa.go.jp/sesc/>